

令和7年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月3日

長野県知事 阿部守一

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

(1) 1級及び2級……………34職種54作業

職種名	作業名	職種名	作業名
造園	造園工事	建設機械整備	建設機械整備
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	布はく縫製	ワイシャツ製造
金属熱処理	一般熱処理	家具製作	家具手加工
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	建具製作	木製建具手加工
	高周波・炎熱処理	印刷	オフセット印刷
機械加工	普通旋盤	プラスチック成形	射出成形
	数値制御旋盤	石材施工	石張り
	フライス盤	酒造	清酒製造
	数値制御フライス盤	とび	とび
	平面研削盤	左官	左官
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工	ブロック建築	コンクリートブロック工事
	ワイヤ放電加工	タイル張り	タイル張り
	レーザー加工	畳製作	畳製作
鉄工	構造物鉄工	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事
建築板金	内外装板金		シーリング防水工事
	ダクト板金		改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事
めっき	電気めっき		F R P防水工事
仕上げ	治工具仕上げ	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	金型仕上げ		鋼製下地工事
	機械組立仕上げ		ボード仕上げ工事
電子機器組立て	電子機器組立て		化粧フィルム工事
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	熱絶縁施工	保温保冷工事
産業車両整備	産業車両整備	化学分析（2級のみ）	化学分析（2級のみ）
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装	表装	壁装
	配管ぎ装	塗装	建築塗装
	電気ぎ装		金属塗装
光学機器製造	光学ガラス研磨	フラワー装飾	フラワー装飾

(2) 3級……………11職種16作業

職種名	作業名	職種名	作業名
造園	造園工事	めっき	電気めっき
金属熱処理	一般熱処理	仕上げ	機械組立仕上げ
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	機械検査	機械検査
	高周波・炎熱処理	電子機器組立て	電子機器組立て
機械加工	普通旋盤	化学分析	化学分析
	数値制御旋盤	フラワー装飾	フラワー装飾
	フライス盤	シーケンス制御	シーケンス制御（学科のみ）
	平面研削盤	建築大工	大工工事（学科のみ）

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）……………2職種3作業

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカース工	塗料調色	調色
	加熱ペイントマシンマーカース工		

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

受検申請者の区分に応じ、次のとおりとする。

区分			金額
(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4の上欄に掲げる検定職種のうち下欄に掲げる等級（以下「等級」という。）が2級に係るものを受検する23歳未満の者（県内の在校生に限る。）			9,200円
(2) 等級が3級に係るものを受検する23歳以上の者（県内の在校生及び県外の在校生に限る。）			12,100円
(3) 等級が3級に係るものを受検する23歳未満の者	ア 県内の在校生		3,100円
	イ 県外の在校生	(ア) 在職者	3,100円
		(イ) (ア)以外の者	7,600円
	ウ ア及びイ以外の者	(ア) 在職者	9,200円
		(イ) (ア)以外の者	13,700円
(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の者が受検する場合			18,200円
(備考)			
1 「23歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。 (1) 実技試験を実施する日が属する年度の4月1日において23歳に達していない者 (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格を持って在留する者以外の者			
2 「県内の在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 県内に住所又は居所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設、同法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（(2)及び5において「施設等」という。）において訓練を受けている者（職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。（2）及び5において同じ。） イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（(2)及び5において「学校等」という。）に在学する者 (2) 県外に住所を有する者（県内に居所を有する者を除く。5において同じ。）であって、県内の施設等において訓練を受けている者又は県内の学校等に在学する者			
3 「在職者」とは、受検申請日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。			
4 「23歳以上の者」とは、1以外の者をいう。			
5 「県外の在校生」とは、県外に住所を有する者であって、県外の施設等において訓練を受けている者又は県外の学校等に在学する者をいう（2の（2）に該当する者を除く。）。			

イ 実施期日

実技試験は、令和7年（2025年）6月10日（火）から令和7年（2025年）9月9日（火）まで（金属熱処理を除く3級は8月10日（日）まで）の間において、別途長野県職業能力開発協会（5の(2)を除き、以下「協会」という。）が指定する日時に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ令和7年（2025年）6月3日（火）に協会で公表するほか、別途協会から受検申請者あて送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

検定職種（作業）に応じ、次のとおりとする。

検定職種		実施期日
3 級	造園、機械加工、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、化学分析、フラワー装飾	令和7年 7月13日 (日)
1 級及び2 級	造園、金属熱処理、産業車両整備、光学機器製造、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、化学分析、塗装	令和7年 8月24日 (日)
3 級	金属熱処理	
1 級及び2 級	機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和7年 8月31日 (日)
1 級及び2 級	鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	令和7年 9月7日 (日)
単一等級	路面標示施工、塗料調色	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途協会から通知する。

4 受検資格

(1) 1 級の技能検定試験

法第45条及び省令第64条の2の規定に該当する者

(2) 2 級の技能検定試験

法第45条及び省令第64条の3の規定に該当する者

(3) 3 級の技能検定試験

法第45条及び省令第64条の4の規定に該当する者

(4) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び省令第64条の6の規定に該当する者

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面の写し

ウ 下位級合格後の実務経験年数で受検をする場合は、その証明となる合格証書の写し

エ 資格を証する書面と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本

(2) 書類の提出先

長野県職業能力開発協会

所在地 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 688-2 長野県婦人会館 3 階

電話 026-234-9050

(3) 受付期間

令和7年（2025年）4月7日（月）から令和7年（2025年）4月18日（金）まで

(4) その他

ア 1 級、2 級、3 級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、協会が定める方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要とする。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

イ 受検申請書及び受検案内書は、協会、長野県産業労働部産業人材育成課、長野県工科短期大学校、長野県南信工科短期大学校、県内の技術専門校、長野県認定の職業能力開発校並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部（ポリテクセンター長野）及び同長野職業能力開発促進センター松本訓練センター（ポリテクセンター松本）で配布する。

ウ 郵送により受検申請書等を請求する場合は、返信用封筒（切手 180 円分を貼ったもの）を同封の上、上記 5 の(2)の協会あて請求すること。

エ 受検申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表等

技能検定に合格した受検者の受検番号を、令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）、金属熱処理を除く 3 級職種については、令和 7 年（2025 年）8 月 29 日（金）に長野県ホームページに掲載し、発表する。
なお、合格者には直接通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されるほか、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長野県産業労働部産業人材育成課（電話：026－235－7202）又は協会（電話：026－234－9050）に問い合わせること。